

必要がある。そのことにより、院内事故調査委員会等による真相究明が行いやすくなるのではないか。

### 【医道審議会との関係】

- a) 調査組織は行政処分を行うことを目的とした組織ではなく、その調査結果を活用して医道審議会等の別の専門機関で行政処分を行うことが考えられる。
- b) 行政処分を行うに当たっては、それを受ける医療従事者も納得できる形で専門家組織による審議が行われることも考えられる。

### 【民事訴訟における調査報告書の活用】

- a) 調査報告書は、民事訴訟で活用することも可能とすべきである。

### 【紛争解決における対話の必要性】

- a) 調査結果を踏まえて改めて遺族と医療従事者及び医療機関の話合いを持つことにより、当事者間の信頼関係の回復を図ることができるのではないか。
- b) 調査組織による死因究明が直ちに遺族と医療従事者及び医療機関の信頼関係の回復に結びつくわけではなく、診療期間中からの十分な対話等が必要なのではないか。
- c) 医療事故が起きた際には、事実をありのままに伝えることが重要である。また、過失がある場合や期待に添えなかったことを謝罪する場合には、真摯な態度が伝わらなければ謝罪したことにはならない。再発防止策を講じることを約束し、進捗状況を定期的に伝えることも必要なのではないか。
- d) 紛争の解決については、調査組織とは別のシステムを作り、両者が連携していくべき。そのシステムは、遺族側と医療従事者側の対話をケアしていくような形でなければ、当事者が正直な気持ちを話すことができないのではないか。遺族側が望むことは、当事者から本当のことを伝えてほしいということである。

### 【裁判外紛争処理の可能性】

- a) 医療事故の直後に調査組織が事実の解明に当たり、その結果が出ることは、仮に再発防止を目的とした制度であったとしても、民事訴訟の在り方を相当程度変えるものになるだろう。第三者的な原因究明機関があり、それに基づいて訴訟制度とは別の紛争解決の枠組みができていくことは、医療事故の紛争解決システムを考える上で望ましい。
- b) 調査組織において、死因究明に加えて、紛争解決等の一連のことを全て行うのはスペクトルが広すぎるのではないか。
- c) 紛争解決の観点からみると、恐らく裁判だけでは十分ではなく、話合いによる解